

議案審議状況

本会議から

第4回定例会 本会議

◆狛江市職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例

【提案理由】

平成30年度東京都人事委員会勧告に基づき、勤勉手当の支給月数の引き上げ等を行うため。

【結果】 賛成全員の可決

◆平成30年度狛江市一般会計補正予算(第5号)

【提案理由】

一般会計予算を補正する必要があるため。

【主な質疑】

・体育館に空調設備を設置することとした背景や経緯及び今後の工程は。
・具体的に工事になっていくのはいつなのか。
・平成31年度以降の補助率の見込みは。
・3校の体育館にエアコンが設置されることになるが、残り7校への設置は今後どうなっていくのか。

・災害時の稼働も想定した、独自電源の設置は検討に含まれるのか。
・市の南側の新しい市民農園について、いつ完成し、どのように告知されていくのか。
・樹木剪定委託料の中身について、倒れた枝の片づけ等や定期的な管理も含まれるのか。
・今後も異常気象が起こりうる

ことを含め、樹木剪定はどのように対応していくのか。

・こまえ苑以外の特養でも看取りの対応を行っているのか。
・税総合システムの改修内容は。

【結果】 賛成全員の可決

◆狛江市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めらるることについて(秋谷隆一郎氏)

【提案理由】

地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定により議会の同意を求めらるため。

【結果】 賛成全員の同意

総務文教常任委員会

◆狛江市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の一部を改正する条例

【提案理由】

職員が派遣先の公益的法人等として、一般財団法人地域創造を加えるため。

【結果】 賛成全員の可決

◆狛江市市民活動支援センターの指定管理者の指定について

【提案理由】

狛江市市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例(平成27年条例第32号)第10条第1項の規定により指定管理者に狛江市市民活動支援センターの管理を行わせるため。

【主な質疑】

・3年間の総括はどのようにまとめたのか。

・次の5年間はどのような機能を果たしていくのか。

・「こまえくぼ1234」利用者の目標人数は何名で、1年目と2年目の実績は何名か。
・定量的な指標を設定して、その達成度合いについて、5年間の進捗を追うべきでは。

・人を雇うときになぜ市役所経験者を雇うのか。
・今後の5年間に向けて具体的な話し合いは行われたのか。

【結果】 賛成全員の可決

◆狛江市体育施設の指定管理者の指定について

【提案理由】

狛江市体育施設条例(昭和58年条例第6号)第12条第1項の規定により指定管理者に狛江市体育施設の管理を行わせるため。

【主な質疑】

・なぜ「元和泉市民運動ひろば」が教育部の所管に移行したのか。
・元和泉市民運動ひろばに関する指定管理の事業内容、事業計画は。
・安全確認はどういったことを意味して行うのか。また見守りは行うのか。

【結果】 賛成全員の可決

◆狛江市立児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

【提案理由】

狛江市立北部児童館を新設することに伴い、同児童館を加えるため。

【結果】 賛成全員の可決

◆狛江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

【提案理由】

未婚のひとり親及び市区町村民税の賦課期日において指定都市に住所を有する者についての市区町村民税所得割課税額の算定方法を改めるため。

【結果】 賛成全員の可決

社会常任委員会

◆狛江市立児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

【提案理由】

なぜ所管が教育委員会に移行したのか。
・運動広場に関する指定管理の事業の中身、事業内容、事業計画は。
・安全確認はどういったことを意味して行うのか。

【結果】 賛成全員の可決

なぜ所管が教育委員会に移行したのか。
・運動広場に関する指定管理の事業の中身、事業内容、事業計画は。
・安全確認はどういったことを意味して行うのか。

【結果】 賛成全員の可決

◆狛江市立岩戸児童センターの指定管理者の指定について

【提案理由】

狛江市立児童館の設置及び管理に関する条例(昭和48年条例第3号)第14条第1項の規定により指定管理者に狛江市立岩戸児童センターの管理を行わせるため。

【結果】 賛成全員の可決

◆狛江市放課後クラブの設置及び管理に関する条例

【提案理由】

平成31年2月1日に移設する第五小学校放課後クラブについて、児童福祉法第34条の8第1項及び地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、狛江市放課後クラブの設置及び管理に必要事項を定めるため。

【主な質疑】

・条例の対象者について、学区外の子供の受け入れは。
・【結果】 賛成全員の可決

◆狛江市民ホールの指定管理者の指定について

【提案理由】

狛江市民ホール条例(平成7年条例第15号)第15条第1項の規定により指定管理者に狛江市民ホールの管理を行わせるため。

【結果】 賛成全員の可決

◆(仮称)北部児童館の指定管理者の指定について

【提案理由】

狛江市立児童館の設置及び管理に関する条例(昭和48年条例

【結果】 賛成全員の可決

第3号)第14条第1項の規定により指定管理者に(仮称)北部児童館の管理を行わせるため。

【結果】 賛成全員の可決

第3号)第14条第1項の規定により指定管理者に(仮称)北部児童館の管理を行わせるため。

【結果】 賛成全員の可決

◆狛江市立岩戸児童センターの指定管理者の指定について

【提案理由】

狛江市立児童館の設置及び管理に関する条例(昭和48年条例第3号)第14条第1項の規定により指定管理者に狛江市立岩戸児童センターの管理を行わせるため。

【結果】 賛成全員の可決

◆狛江市放課後クラブの設置及び管理に関する条例

【提案理由】

平成31年2月1日に移設する第五小学校放課後クラブについて、児童福祉法第34条の8第1項及び地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、狛江市放課後クラブの設置及び管理に必要事項を定めるため。

【主な質疑】

・条例の対象者について、学区外の子供の受け入れは。
・【結果】 賛成全員の可決

◆狛江市民ホールの指定管理者の指定について

【提案理由】

狛江市民ホール条例(平成7年条例第15号)第15条第1項の規定により指定管理者に狛江市民ホールの管理を行わせるため。

【結果】 賛成全員の可決

◆(仮称)北部児童館の指定管理者の指定について

【提案理由】

なぜ所管が教育委員会に移行したのか。
・運動広場に関する指定管理の事業の中身、事業内容、事業計画は。
・安全確認はどういったことを意味して行うのか。

【結果】 賛成全員の可決

◆狛江市立児童遊園設置条例の一部を改正する条例

【提案理由】

狛江市立東和泉もみじ広場を

【結果】 賛成全員の可決

建設環境常任委員会

◆狛江市立児童遊園設置条例の一部を改正する条例

【提案理由】

聴覚障害者が市議会を傍聴する場合、請求があれば議会の責任で手話通訳や要約筆記を付けてください。

【理由】

狛江市では、聴覚障害関係の6つの団体が6団体連絡会を構成し、聴覚障害者の社会参加を促進するため活動しております。聴覚障害者も、一般市民と同様に狛江市の市政に参加し、市議会の審議内容を知る権利をもっております。しかし、聴覚障害者は音声だけでは内容を聞き取ることが困難で、手話通訳、要約筆記(文字通訳)による情報保障が必要です。聴覚障害者の請求に応じて、議会の責任で情報保障をしてください。(全文は市議会ホームページ又は市議会事務局で閲覧できます。)

【要旨】

市民の皆さんが、市政について意見や要望がある場合、請願や陳情を提出して市政に反映することができません。請願・陳情は、どなたでも提出でき、内容も市の全ての事務と公益事項が対象です。

【結果】 賛成全員の可決

◆採択された陳情

採択された陳情

第4回定例会では1件の陳情が提出され、採択しました。

◆狛江市議会傍聴の際の情報保障に関する陳情

【要旨】

聴覚障害者が市議会を傍聴する場合、請求があれば議会の責任で手話通訳や要約筆記を付けてください。

【理由】

狛江市では、聴覚障害関係の6つの団体が6団体連絡会を構成し、聴覚障害者の社会参加を促進するため活動しております。聴覚障害者も、一般市民と同様に狛江市の市政に参加し、市議会の審議内容を知る権利をもっております。しかし、聴覚障害者は音声だけでは内容を聞き取ることが困難で、手話通訳、要約筆記(文字通訳)による情報保障が必要です。聴覚障害者の請求に応じて、議会の責任で情報保障をしてください。(全文は市議会ホームページ又は市議会事務局で閲覧できます。)

【要旨】

市民の皆さんが、市政について意見や要望がある場合、請願や陳情を提出して市政に反映することができません。請願・陳情は、どなたでも提出でき、内容も市の全ての事務と公益事項が対象です。

【結果】 賛成全員の可決

◆採択された陳情

第4回定例会では1件の陳情が提出され、採択しました。

◆狛江市議会傍聴の際の情報保障に関する陳情

【要旨】

聴覚障害者が市議会を傍聴する場合、請求があれば議会の責任で手話通訳や要約筆記を付けてください。

【理由】

狛江市では、聴覚障害関係の6つの団体が6団体連絡会を構成し、聴覚障害者の社会参加を促進するため活動しております。聴覚障害者も、一般市民と同様に狛江市の市政に参加し、市議会の審議内容を知る権利をもっております。しかし、聴覚障害者は音声だけでは内容を聞き取ることが困難で、手話通訳、要約筆記(文字通訳)による情報保障が必要です。聴覚障害者の請求に応じて、議会の責任で情報保障をしてください。(全文は市議会ホームページ又は市議会事務局で閲覧できます。)

【要旨】

市民の皆さんが、市政について意見や要望がある場合、請願や陳情を提出して市政に反映することができません。請願・陳情は、どなたでも提出でき、内容も市の全ての事務と公益事項が対象です。

【結果】 賛成全員の可決

◆採択された陳情

第4回定例会では1件の陳情が提出され、採択しました。

◆狛江市議会傍聴の際の情報保障に関する陳情

【要旨】

聴覚障害者が市議会を傍聴する場合、請求があれば議会の責任で手話通訳や要約筆記を付けてください。

【理由】

狛江市では、聴覚障害関係の6つの団体が6団体連絡会を構成し、聴覚障害者の社会参加を促進するため活動しております。聴覚障害者も、一般市民と同様に狛江市の市政に参加し、市議会の審議内容を知る権利をもっております。しかし、聴覚障害者は音声だけでは内容を聞き取ることが困難で、手話通訳、要約筆記(文字通訳)による情報保障が必要です。聴覚障害者の請求に応じて、議会の責任で情報保障をしてください。(全文は市議会ホームページ又は市議会事務局で閲覧できます。)

【要旨】

市民の皆さんが、市政について意見や要望がある場合、請願や陳情を提出して市政に反映することができません。請願・陳情は、どなたでも提出でき、内容も市の全ての事務と公益事項が対象です。

【結果】 賛成全員の可決

◆採択された陳情

第4回定例会では1件の陳情が提出され、採択しました。

◆狛江市議会傍聴の際の情報保障に関する陳情

【要旨】

聴覚障害者が市議会を傍聴する場合、請求があれば議会の責任で手話通訳や要約筆記を付けてください。

【理由】

狛江市では、聴覚障害関係の6つの団体が6団体連絡会を構成し、聴覚障害者の社会参加を促進するため活動しております。聴覚障害者も、一般市民と同様に狛江市の市政に参加し、市議会の審議内容を知る権利をもっております。しかし、聴覚障害者は音声だけでは内容を聞き取ることが困難で、手話通訳、要約筆記(文字通訳)による情報保障が必要です。聴覚障害者の請求に応じて、議会の責任で情報保障をしてください。(全文は市議会ホームページ又は市議会事務局で閲覧できます。)

【要旨】

市民の皆さんが、市政について意見や要望がある場合、請願や陳情を提出して市政に反映することができません。請願・陳情は、どなたでも提出でき、内容も市の全ての事務と公益事項が対象です。

【結果】 賛成全員の可決

◆採択された陳情

第4回定例会では1件の陳情が提出され、採択しました。

◆狛江市議会傍聴の際の情報保障に関する陳情

【要旨】

聴覚障害者が市議会を傍聴する場合、請求があれば議会の責任で手話通訳や要約筆記を付けてください。

【理由】

狛江市では、聴覚障害関係の6つの団体が6団体連絡会を構成し、聴覚障害者の社会参加を促進するため活動しております。聴覚障害者も、一般市民と同様に狛江市の市政に参加し、市議会の審議内容を知る権利をもっております。しかし、聴覚障害者は音声だけでは内容を聞き取ることが困難で、手話通訳、要約筆記(文字通訳)による情報保障が必要です。聴覚障害者の請求に応じて、議会の責任で情報保障をしてください。(全文は市議会ホームページ又は市議会事務局で閲覧できます。)

【要旨】

市民の皆さんが、市政について意見や要望がある場合、請願や陳情を提出して市政に反映することができません。請願・陳情は、どなたでも提出でき、内容も市の全ての事務と公益事項が対象です。

【結果】 賛成全員の可決

◆採択された陳情

第4回定例会では1件の陳情が提出され、採択しました。

◆狛江市議会傍聴の際の情報保障に関する陳情

【要旨】

聴覚障害者が市議会を傍聴する場合、請求があれば議会の責任で手話通訳や要約筆記を付けてください。

【理由】

狛江市では、聴覚障害関係の6つの団体が6団体連絡会を構成し、聴覚障害者の社会参加を促進するため活動しております。聴覚障害者も、一般市民と同様に狛江市の市政に参加し、市議会の審議内容を知る権利をもっております。しかし、聴覚障害者は音声だけでは内容を聞き取ることが困難で、手話通訳、要約筆記(文字通訳)による情報保障が必要です。聴覚障害者の請求に応じて、議会の責任で情報保障をしてください。(全文は市議会ホームページ又は市議会事務局で閲覧できます。)

【要旨】

市民の皆さんが、市政について意見や要望がある場合、請願や陳情を提出して市政に反映することができません。請願・陳情は、どなたでも提出でき、内容も市の全ての事務と公益事項が対象です。

【結果】 賛成全員の可決

◆採択された陳情

第4回定例会では1件の陳情が提出され、採択しました。

◆狛江市議会傍聴の際の情報保障に関する陳情

【要旨】

聴覚障害者が市議会を傍聴する場合、請求があれば議会の責任で手話通訳や要約筆記を付けてください。

【理由】

狛江市では、聴覚障害関係の6つの団体が6団体連絡会を構成し、聴覚障害者の社会参加を促進するため活動しております。聴覚障害者も、一般市民と同様に狛江市の市政に参加し、市議会の審議内容を知る権利をもっております。しかし、聴覚障害者は音声だけでは内容を聞き取ることが困難で、手話通訳、要約筆記(文字通訳)による情報保障が必要です。聴覚障害者の請求に応じて、議会の責任で情報保障をしてください。(全文は市議会ホームページ又は市議会事務局で閲覧できます。)

【要旨】

市民の皆さんが、市政について意見や要望がある場合、請願や陳情を提出して市政に反映することができません。請願・陳情は、どなたでも提出でき、内容も市の全ての事務と公益事項が対象です。

【結果】 賛成全員の可決

◆採択された陳情

第4回定例会では1件の陳情が提出され、採択しました。

◆狛江市議会傍聴の際の情報保障に関する陳情

【要旨】

聴覚障害者が市議会を傍聴する場合、請求があれば議会の責任で手話通訳や要約筆記を付けてください。

【理由】

狛江市では、聴覚障害関係の6つの団体が6団体連絡会を構成し、聴覚障害者の社会参加を促進するため活動しております。聴覚障害者も、一般市民と同様に狛江市の市政に参加し、市議会の審議内容を知る権利をもっております。しかし、聴覚障害者は音声だけでは内容を聞き取ることが困難で、手話通訳、要約筆記(文字通訳)による情報保障が必要です。聴覚障害者の請求に応じて、議会の責任で情報保障をしてください。(全文は市議会ホームページ又は市議会事務局で閲覧できます。)

【要旨】

市民の皆さんが、市政について意見や要望がある場合、請願や陳情を提出して市政に反映することができません。請願・陳情は、どなたでも提出でき、内容も市の全ての事務と公益事項が対象です。

【結果】 賛成全員の可決

◆採択された陳情

第4回定例会では1件の陳情が提出され、採択しました。

◆狛江市議会傍聴の際の情報保障に関する陳情

【要旨】

聴覚障害者が市議会を傍聴する場合、請求があれば議会の責任で手話通訳や要約筆記を付けてください。

【理由】

狛江市では、聴覚障害関係の6つの団体が6団体連絡会を構成し、聴覚障害者の社会参加を促進するため活動しております。聴覚障害者も、一般市民と同様に狛江市の市政に参加し、市議会の審議内容を知る権利をもっております。しかし、聴覚障害者は音声だけでは内容を聞き取ることが困難で、手話通訳、要約筆記(文字通訳)による情報保障が必要です。聴覚障害者の請求に応じて、議会の責任で情報保障をしてください。(全文は市議会ホームページ又は市議会事務局で閲覧できます。)

【要旨】

市民の皆さんが、市政について意見や要望がある場合、請願や陳情を提出して市政に反映することができません。請願・陳情は、どなたでも提出でき、内容も市の全ての事務と公益事項が対象です。

【結果】 賛成全員の可決

◆採択された陳情

第4回定例会では1件の陳情が提出され、採択しました。

◆狛江市議会傍聴の際の情報保障に関する陳情

【要旨】

聴覚障害者が市議会を傍聴する場合、請求があれば議会の責任で手話通訳や要約筆記を付けてください。

【理由】

狛江市では、聴覚障害関係の6つの団体が6団体連絡会を構成し、聴覚障害者の社会参加を促進するため活動しております。聴覚障害者も、一般市民と同様に狛江市の市政に参加し、市議会の審議内容を知る権利をもっております。しかし、聴覚障害者は音声だけでは内容を聞き取ることが困難で、手話通訳、要約筆記(文字通訳)による情報保障が必要です。聴覚障害者の請求に応じて、議会の責任で情報保障をしてください。(全文は市議会ホームページ又は市議会事務局で閲覧できます。)

【要旨】

市民の皆さんが、市政について意見や要望がある場合、請願や陳情を提出して市政に反映することができません。請願・陳情は、どなたでも提出でき、内容も市の全ての事務と公益事項が対象です。

【結果】 賛成全員の可決

◆採択された陳情

第4回定例会では1件の陳情が提出され、採択しました。

◆狛江市議会傍聴の際の情報保障に関する陳情

【要旨】

聴覚障害者が市議会を傍聴する場合、請求があれば議会の責任で手話通訳や要約筆記を付けてください。

【理由】

狛江市では、聴覚障害関係の6つの団体が6団体連絡会を構成し、聴覚障害者の社会